

## 災害廃棄物対策に関する業務リスト

---

本技術資料では、災害廃棄物だけではなく災害時に発生する廃棄物（生活ごみや仮設トイレからの汲み取りし尿を含む）への対応に係る業務リストを整理した。

災害廃棄物処理業務は、事務作業から仮置場の管理・運営、災害廃棄物やし尿等の収集運搬・処理に至るまで非常に多岐に渡り、役割に応じた体制を構築することが非常に重要である（組織体制の構築に当たっては、【技7-1】組織体制図を参照のこと）。

また、発災後の事例のほか、災害廃棄物処理計画策定事例として、庁内各組織の役割・業務分担を定めている計画や、自組織のタイムラインを規定している計画もあることから、災害廃棄物処理計画の策定や発災後の業務対応の検討・整理等に当たり活用できる内容を事例として整理した。

なお、小規模自治体では、当該業務リストで示すような業務を担う職員が大幅に不足することが想定されることから、そのような場合には、庁内関係部局や他自治体からの支援を得る必要がある。過去の災害における支援事例は、【技10】過去の災害における支援事例を参照のこと。

### 【業務リストの構成】

本技術資料では、災害の種類・自治体の規模によらず対応が必須となる業務を表1～3に整理した。

更には、実際の被害の状況に応じて追加的な対応が必要となる業務を表4～7に整理した。なお、これらの業務は補助金の申請や広報を含め統合的に全体管理することが必要である。

- 表1～3：災害の種類・自治体の規模によらず対応が必須となる業務
- 表4～7：実際の被害の状況に応じて追加的な対応が必要となる業務

## 【技7-2】

## 1. 災害の種類・自治体の規模によらず対応が必須となる業務

被災自治体が災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に推進していくために対応が必須となる業務を「収集運搬」、「一次仮置場の設置・管理・運営」、「処理・処分」の分類ごとに整理した。

表1 「収集運搬」に係る業務リスト

分類	業務	概要
事案処理	生活ごみの収集運搬	自地域で発生する生活ごみの収集運搬を行う。
	避難所ごみの収集運搬	自地域内で開設した避難所から排出される避難所ごみの収集運搬を行う。
	し尿の収集運搬	自地域内に設置した仮設トイレからの汲み取りし尿の収集運搬を行う。
	排出された災害廃棄物の収集運搬	自宅内にある被災したものを片付ける際に排出された災害廃棄物の収集運搬を行う。
指揮調整	関係行政機関・委託業者等との連携・調整・渉外	関係行政機関・委託事業者等との連絡体制を確立し、収集運搬を行うための調整を行う。
	人員・資機材の確保に向けた調整	関係行政機関や民間事業者等と調整を行い、収集運搬のための人員(運転手、収集作業員等)や収集運搬車両(パッカー車、平ボディ車等)の確保に向けた調整を行う。収集運搬車両の燃料を確保するため、緊急車両として登録する等、庁内関係者等と調整を行う。
広報	住民・事業者等への広報	発災後のごみ出し等(分別区分、排出方法等)に関して、住民・事業者等に広報を行う。
資源管理	人員・資機材の管理・適正配置	確保した人員・資機材を管理・適正配置し、状況に応じて、委託事業者等と収集エリアの変更等の調整を行う。
庶務財務	予算確保・予算執行	収集運搬に必要な予算を確保・執行する。
	発注・契約	収集運搬業務を委託する場合、発注・契約事務を行う。
	業務委託先への支払い	収集運搬業務を委託する場合、業務委託費用を支払う。
	災害等廃棄物処理事業費補助金の申請事務	排出された災害廃棄物の収集運搬に当たり、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用する際は、必要書類を作成するとともに、他の項目と併せて災害査定を受検する。
情報作戦	被害情報の収集・把握	自地域内の収集運搬に係る人員・車両の被害情報を収集し、収集運搬に係る被害状況を把握する。
	被害状況の報告	自地域内の収集運搬に係る人員・車両の被害状況を都道府県・国等に報告する。
	収集運搬計画の立案と進捗管理	生活ごみ・避難所ごみ・し尿・排出された災害廃棄物の収集運搬に係る計画を立案し、収集運搬に支障が生じていないか、進捗管理を行う。

参考：災害廃棄物処理への導入 災害廃棄物の適正処理に向けて(災害廃棄物情報プラットフォーム)

表2 「一次仮置場の設置・管理・運営」に係る業務リスト

分類	業務	概要
事案処理	一次仮置場の設置	排出された災害廃棄物等を含む災害廃棄物を一時的に保管するための一次仮置場を選定して設置する。
	一次仮置場の管理・運営	集積した災害廃棄物を適正に保管し、一次仮置場の管理・運営を行う。
指揮調整	関係行政機関・民間事業者等との連携・調整・渉外	関係行政機関・災害協定締結先等の民間事業者等との連絡体制を確立し、一次仮置場の管理・運営のための調整を行う。
	人員・資機材の確保に向けた調整	関係行政機関や民間事業者等と調整を行い、一次仮置場の管理・運営のための人員（重機オペレーター、誘導員等）や必要となる資機材（重機、運搬車両、敷鉄板、看板、受付、仮設トイレ等）の確保に向けた調整を行う。
広報	住民・事業者等への広報	一次仮置場に搬入可能なごみ種、一次仮置場への搬入ルール、一次仮置場への搬入に当たっての留意事項、一次仮置場の開設時間・開設期間等、一次仮置場の情報に関して、住民・事業者等に広報を行う。
資源管理	人員・資機材の管理・適正配置	確保した人員・資機材を管理・適正配置し、一次仮置場での処理の進捗管理を行い、状況に応じて、民間事業者等と一次仮置場の管理等について調整を行う。
庶務財務	予算確保・予算執行	一次仮置場の設置・管理・運営に必要な予算を確保・執行する。
	収集運搬に係る発注・契約	一次仮置場の管理・運営を委託する場合、発注・契約事務を行う。
	業務委託先への支払い	一次仮置場の管理・運営を委託する場合、業務委託費用を支払う。
	災害等廃棄物処理事業費補助金の申請事務	一次仮置場の設置・管理・運営に当たり、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用する際は、必要書類を作成するとともに、他の項目と併せて災害査定を受検する。
情報作戦	被害情報の収集・把握	一次仮置場の選定・設置に際して、平時より想定していた一次仮置場候補地が利用可能か、一次仮置場候補地の被害情報を収集し、一次仮置場候補地に係る被害状況を把握する。
	被害状況の報告	自地域内の一次仮置場候補地の被害状況を都道府県・国等に報告する。
	災害廃棄物発生量の推計 災害廃棄物処理済量の把握	災害廃棄物発生量の推計や災害廃棄物処理済量の把握のため、一次仮置場への搬入量や保管量等を把握する。

参考：災害廃棄物処理への導入 災害廃棄物の適正処理に向けて（災害廃棄物情報プラットフォーム）

表3 「処理・処分」に係る業務リスト

分類	業務	概要
事案処理	生活ごみの適正処理	自地域で発生する生活ごみの適正処理を行う。
	避難所ごみの適正処理	避難所から排出される避難所ごみの適正処理を行う。
	し尿の適正処理	仮設トイレからの汲み取りし尿の適正処理を行う。
	排出された災害廃棄物の適正処理	自宅内にある被災したものを片付ける際に排出された災害廃棄物の適正処理を行う。
指揮調整	関係行政機関・民間事業者等との連携・調整・渉外	関係行政機関や災害協定締結先等の民間事業者等との連絡体制を確立し、処理・処分のための調整を行う。
	処理方針の立案・検討	適正に災害廃棄物を処理・処分するための処理方針の立案・検討を行う。
	人員・資機材の確保に向けた調整	施設の点検・補修・稼働等、処理・処分のために必要な人員や資機材（電源、燃料、水、薬剤等）確保に向けた調整を行う。
	関係行政機関・民間事業者等との処理先の確保に向けた調整	災害廃棄物の処理先の確保に向けて、関係行政機関・民間事業者と調整を行う。
広報	住民・事業者等への広報	処理方針に関して、住民・事業者等に広報を行う。
資源管理	人員・資機材の管理・適正配置	処理方針の立案・検討、施設の点検・補修・稼働等に配置した人員・資機材の状況確認を行い、必要に応じて、人員・資機材の管理・適正配置を行う。
庶務財務	予算確保・予算執行	処理・処分に必要な予算を確保・執行する。
	処理・処分に係る発注・契約	処理・処分を委託する場合、発注・契約事務を行う。
	業務委託先への支払い	処理・処分を委託する場合、業務委託費用を支払う。
	災害等廃棄物処理事業費補助金の申請事務	災害廃棄物の処理・処分に当たり、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用する際は、必要書類を作成するとともに、他の項目と併せて災害査定を受検する。
情報作戦	被害情報の収集・把握	廃棄物処理施設の被害情報を収集し、被害状況を把握する。
	被害状況の報告	廃棄物処理施設の被害状況を都道府県・国等に報告する。
	災害廃棄物発生量の推計 災害廃棄物処理済量の把握	災害廃棄物発生量の推計や災害廃棄物処理済量の把握のため、処理・処分量等を把握する。

参考：災害廃棄物処理への導入 災害廃棄物の適正処理に向けて（災害廃棄物情報プラットフォーム）

## 【技7-2】

## 2. 実際の被害の状況に応じて追加的な対応が必要となる業務

災害の種類・規模等、実際の被害の状況に応じて、下記に示すケース別に追加的な対応が必要となる業務を整理した。なお、地方自治法第252条の14に基づき事務委託をして災害廃棄物処理を行う場合、都道府県は被災自治体が担う対応業務の一部を行うこともある。

- 自地域内の廃棄物処理施設が被災した場合（表4参照）
- 広域処理を行う場合（表5参照）
- 損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）が必要となる場合（表6参照）
- 地方自治法第252条の14に基づき事務委託をして災害廃棄物処理を行う場合（表7参照）

表4 自地域内の廃棄物処理施設が被災した場合

分類	業務	概要
事案処理	生活ごみの適正処理	自地域で発生する生活ごみの適正処理に関して、代替施設を探して適正処理を行う。
	避難所ごみの適正処理	避難所から排出される避難所ごみに関して、代替施設を探して適正処理を行う。
	し尿の適正処理	仮設トイレからの汲み取りし尿に関して、代替施設を探して適正処理を行う。
	排出された災害廃棄物の適正処理	自宅内にある被災したものを片付ける際に排出された災害廃棄物に関して、代替施設を探して適正処理を行う。
	被災施設の復旧	プラントメーカーや維持管理事業者等と調整して被災施設の復旧を行う。
指揮調整	関係行政機関・民間事業者等との連携・調整・渉外	関係行政機関や災害協定締結先等の民間事業者等との連絡体制を確立し、処理・処分のための調整を行う。 収集運搬委託業者、代替施設管理者等と、自地域内で発生した廃棄物の処理・処分に関して調整を行う。
	処理方針の立案・検討	適正に災害廃棄物を処理・処分するための処理方針の立案・検討を行う。 生活ごみ・避難所ごみ・し尿・排出された災害廃棄物の処理・処分に関して、代替施設の検討・選定を行う。
	人員・資機材の確保に向けた調整	施設の点検・補修・稼働等、処理・処分のために必要な人員や資機材（電源、燃料、水、薬剤等）の確保に向けた調整を行う。

参考：災害廃棄物処理への導入 災害廃棄物の適正処理に向けて（災害廃棄物情報プラットフォーム）

表4 自地域内の廃棄物処理施設が被災した場合（つづき）

分類	業務	概要
広報	住民・事業者等への広報	廃棄物処理施設の被災状況、当面の対応、処理方針等に関して、住民・事業者等に広報を行う。
資源管理	人員・資機材の管理・適正配置	処理方針の立案・検討、施設の点検・補修・稼働等のために人員・資機材の管理・適正配置を行う。
庶務財務	予算確保・予算執行	代替施設での処理・処分に必要な予算を確保・執行する。
	代替施設での処理・処分に係る発注・契約	代替施設での処理・処分に係る発注・契約事務を行う。
	代替施設への処理費の支払い	代替施設（管理者）に対して、処理費用を支払う。
	廃棄物処理施設災害復旧費補助金や災害等廃棄物処理事業費補助金の申請事務	被災施設の復旧、災害廃棄物の処理・処分に当たり、廃棄物処理施設災害復旧費補助金や災害等廃棄物処理事業費補助金を活用する際は、必要書類を作成するとともに、他の項目と併せて災害査定を受検する。
	代替施設立地自治体との事前協議	自地域外での処理・処分の実施に際して、代替施設立地自治体と事前協議を行う。
情報作戦	被害情報の収集・把握	廃棄物処理施設の被害情報を収集し、被害状況・復旧見込み等を把握する。
	被害状況の報告	廃棄物処理施設の被害状況・復旧見込み等を都道府県・国等に報告する。
	災害廃棄物処理済量の把握	災害廃棄物処理済量の把握のため、代替施設での処理・処分量等を把握する。

参考：災害廃棄物処理への導入 災害廃棄物の適正処理に向けて（災害廃棄物情報プラットフォーム）

表5 広域処理を行う場合

分類	業務	概要
事案処理	生活ごみの適正処理	自地域で発生する生活ごみの適正処理を行う。
	避難所ごみの適正処理	避難所から排出される避難所ごみの適正処理を行う。
	し尿の適正処理	仮設トイレからの汲み取りし尿の適正処理を行う。
	排出された災害廃棄物の適正処理	自宅内にある被災したものを片付ける際に排出された災害廃棄物の適正処理を行う。
指揮調整	関係行政機関・民間事業者等との連携・調整・渉外	関係行政機関や災害協定締結先等の民間事業者等との連絡体制を確立し、処理・処分のための調整を行う。
	受入先との調整	ごみの受入条件（ごみの種類、量・質、大きさ・性状、搬入方法、搬入時間・搬入期間等）に関して、受入先との調整を行う。 また、受入先自治体から要請があった際は、受入先での住民説明等に協力する。
	処理方針の立案・検討	適正に災害廃棄物を処理・処分するための処理方針の立案・検討を行う。
	人員・資機材の確保に向けた調整	受入先との調整に必要な人員や資機材（輸送手段によってはコンテナ等）の確保に向けた調整を行う。
広報	住民・事業者等への広報	処理方針、広域処理の概要（受入先、ごみの種類・量、期間等）等に関して、住民・事業者等に広報を行う。
資源管理	人員・資機材の管理・適正配置	受入先との調整、必要な資機材の状況確認を行い、必要に応じて、人員・資機材の管理・適正配置を行う。
庶務財務	広域処理に係る予算確保・予算執行	必要な予算を確保・執行する。
	広域処理に係る発注・契約	広域処理のための発注・契約事務を行う。
	受入先への支払い	受入先に対して、処理費用を支払う。
	災害等廃棄物処理事業費補助金の申請事務	災害等廃棄物処理事業費補助金を活用する際は、必要書類を作成するとともに、他の項目と併せて災害査定を受検する。
	受入先の自治体との事前協議	受入先の自治体と事前協議を行う。
情報作戦	災害廃棄物処理済量の把握	災害廃棄物処理済量の把握のため、受入先での処理・処分量等を把握する。
	ごみ質の分析	ごみのごみ質（種類組成、三成分、低位発熱量、元素組成等）の分析を行う。

参考：災害廃棄物処理への導入 災害廃棄物の適正処理に向けて（災害廃棄物情報プラットフォーム）

表6 損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）が必要となる場合

分類	業務	概要
事案処理	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）	災害によって被災した家屋の撤去（必要に応じて解体）を行う。
	損壊家屋の適正処理・リサイクル	撤去した損壊家屋の仮置き・適正保管（必要に応じて破砕・選別）を行い、処理先を確保した上で、適正に処理する。
指揮調整	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）の対象範囲の決定	環境省や都道府県からの事務連絡等（半壊まで補助金の対象となるか否か等）を確認して、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）の対象範囲を決定する。
	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）の申請窓口の設置	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）の申請窓口を設置する。
	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）を進めるための体制構築	庁内他部局と調整を行い、土木・建築職等の人員を含む体制を構築する。 また、外部委託等も含めて受付窓口・契約事務・現場管理・進捗管理等を行うための体制を構築する。
広報	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）の申請窓口の設置に係る広報	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）の申請窓口を設置したことについて、周知・広報する。
資源管理	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）に係る人員の管理・適正配置	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）のために配置した人員・資機材の状況確認を行い、必要に応じて、人員・資機材の管理・適正配置を行う。
庶務財務	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）の申請受付	住民からの損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）の申請を受け付ける。
	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）のための予算確保・予算執行	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）に必要な予算を確保・執行する。
	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）に係る発注・契約	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）の発注・契約事務を行う。
	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）に係る費用の支払い	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）を行った者に対して、撤去費用を支払う。
	災害等廃棄物処理事業費補助金の申請事務	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）に際して、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用するための必要書類を作成するとともに、他の項目と併せて災害査定を受検する。
情報作戦	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）の進捗管理	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）に関して、撤去・解体棟数等の実績を把握するとともに、撤去・解体のスケジュールについて、進捗を管理する。

参考：災害廃棄物処理への導入 災害廃棄物の適正処理に向けて（災害廃棄物情報プラットフォーム）



## 【技7-2】

表7 地方自治法第252条の14に基づき**事務委託**をして災害廃棄物処理を行う場合

分類	業務	概要
事案処理	生活ごみの収集運搬、適正処理	【市区町村】自地域で発生する生活ごみの収集運搬し、適正に処理する。
	避難所ごみの収集運搬、適正処理	【市区町村】避難所から排出される避難所ごみの収集運搬し、適正に処理する。
	し尿の収集運搬、適正処理	【市区町村】仮設トイレからの汲み取りし尿の収集運搬し、適正に処理する。
	排出された災害廃棄物の収集運搬、適正処理	【市区町村】自宅内にある被災したものを片付ける際に排出された災害廃棄物の収集運搬し、適正に処理する。
	一次仮置場の設置、管理・運営	【市区町村】排出された災害廃棄物等を含む災害廃棄物を一時的に保管するための一次仮置場を選定して設置して、その管理・運営を行う。
指揮調整	事務委託に関する都道府県との調整	【市区町村】事務委託の範囲・手続き等に関して、都道府県と調整を行う。
	事務委託・受託に関する内部調整	【市区町村・都道府県】地方自治法第252条の14に基づき、災害廃棄物処理の一部を事務委託・受託することに関して、首長をはじめ庁内関係者と合意形成を行う。
広報	住民・事業者等への広報	【市区町村】都道府県との事務委託の内容（事務委託の範囲）等に関して、住民・事業者等に広報を行う。
資源管理	人員・資機材の管理・適正配置	【市区町村】都道府県と調整した事務委託の内容に基づき、当該自治体の分掌となっている業務に配置した人員・資機材の状況確認を行い、必要に応じて、人員・資機材の管理・適正配置を行う。
庶務財務	事務委託・受託に関する事務手続き	【市区町村・都道府県】事務委託・受託に当たり必要な事務手続き（委託依頼文書の作成、議会承認、事務委託の届出等）を行う。
情報作戦	都道府県との定期的な会議による進捗管理	【市区町村・都道府県】定期的な会議を開催し、災害廃棄物処理の進捗を把握・確認する。

【 】内は業務の実施主体を示す。

参考：災害廃棄物処理への導入 災害廃棄物の適正処理に向けて（災害廃棄物情報プラットフォーム）

## 【技7-2】

## 3. 事例紹介

災害廃棄物処理計画の策定や発災後の業務対応の検討・整理等に当たり活用できるよう、過去の災害において発災後に実施された主な業務の事例、災害廃棄物処理計画策定事例として、庁内各組織の役割・業務分担を定めている計画、自組織のタイムラインを規定している計画を整理した。

発災後に実際に実施された主な業務

## 【熊本県の例（平成28年熊本地震）】

課・室・班区分			業務内容
循環社会推進課	災害廃棄物処理支援室	計画・解体支援班	災害廃棄物処理実行計画の策定、進捗管理
			公費解体に係る調整、市町村支援
			国庫補助金申請、査定等の市町村支援
		処理推進班	災害廃棄物処理に係る広域調整 など
			市町村一次仮置場の管理、立入、指導
			二次仮置場の整備
			二次仮置場運営（中間処理作業）の進捗管理

出典：「熊本県災害廃棄物処理実行計画 第2版」（平成29年6月改訂、熊本県）

## 【松山市の例（平成30年7月豪雨）】

課・室・班区分	業務内容
河川水路課、農林土木課、道路建設課、環境モデル都市推進課	家屋の公費解体に係る業務
道路管理課	仮置場の管理
環境部局	災害廃棄物の処理
清掃課	被災現場または仮置場からの収集運搬 混合廃棄物以外の処分
廃棄物対策課	仮置場の管理並びに混合廃棄物の分別及び処分
環境指導課	し尿処理の収集運搬

出典：「平成30年7月豪雨に係る松山市災害廃棄物処理実行計画」（平成30年11月（第二版）、松山市）

## 災害廃棄物処理計画に示される業務

## 【東京都の例（首都直下地震）】

班・担当区分		業務内容
総務班	総合調整担当	指揮命令、総括
		各班・担当との連絡調整
		災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計
		必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握
		推進計画又は実行計画の策定
		全般に関する進行管理
		その他業務
	財務担当	予算管理（要求、執行）
		業務の発注状況の管理
		国庫補助のための災害報告書の作成
	渉外担当	他行政機関との連絡調整、協議、情報提供
		その他機関（民間事業者）との連絡調整・協議・情報提供
	広報担当	都民等への災害廃棄物処理に関する広報
		都民からの問合せ、苦情への対応
		パブリシティ
	許認可担当	処理施設設置の受付
産業廃棄物処理の届出		
資源管理班	仮置場担当	仮置場の確保、設置・運営（仮設処理施設の運営も含む）、撤去
	施設担当	処理施設の被害情報の把握
		処理施設の復旧支援
		被災施設の代替処理施設の確保、支援
		必要資機材の管理、確保、支援
処理班	処理・処分担当	道路啓開に伴う廃棄物対応
		公共施設の解体対応
		家屋解体対応（窓口業務、り災証明交付業務との連携、解体現場立会い）
		最終処分に関する調整
		復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理
		処理困難物の処理
		処理に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）
	環境・指導担当	民間事業者の指導
不法投棄、不適正排出対策		
受援班	受入担当	支援の受入管理（学識経験者、他自治体、事業者団体等）、受援内容の記録
	配置担当	受け入れた支援の配置先管理、支援側と受援側のマッチング

出典：「東京都災害廃棄物処理計画」（平成29年6月、東京都）

## 【仙台市の例（東日本大震災の経験を踏まえて設定）】

チーム	担当班	業務内容
総務担当		
総合調整 チーム	庶務班（総務課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>各担当の総括及び災害対策調整会議の運営管理</li> <li>職員の参集状況の把握と配置</li> <li>市災害対策本部との連絡調整</li> <li>災害廃棄物等対策関係情報の集約</li> <li>災害廃棄物等対策全体の進行管理</li> <li>災害廃棄物等処理実施計画の策定</li> <li>国・県及び他市町村との連絡</li> </ol>
対外交渉・ 市民広報 チーム	ごみ減量推進班 （ごみ減量推進課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物等対策の市民周知</li> <li>市民からの問い合わせ対応</li> <li>支援要請及び支援物資</li> </ol>
災害廃棄物等担当		
計画担当 チーム	庶務班（総務課） ごみ減量推進班（ごみ減量推進課） 廃棄物管理班（廃棄物管理課） 施設班（施設課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>がれき等発生量の算定</li> <li>収集運搬車両・処理施設能力の算定及び手配</li> <li>仮置場等の必要箇所・面積の算定及び手配</li> </ol>
がれき・ 解体撤去 チーム	環境企画班（環境企画課） 環境都市推進班（環境都市推進課） 環境対策班（環境対策課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>がれきの撤去</li> <li>倒壊家屋等の解体撤去</li> </ol>
仮置場等 チーム	ごみ減量推進班（ごみ減量推進課） 廃棄物管理班（廃棄物管理課） 廃棄物指導班（廃棄物指導課） 環境事業班（各環境事業所）	<ol style="list-style-type: none"> <li>市民用仮置場の設置及び運営管理</li> <li>がれき搬入場の設置及び運営管理</li> <li>がれき搬入場搬入許可証等の発行及び活用</li> </ol>
事業者指導 チーム	廃棄物指導班（廃棄物指導課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業者指導</li> <li>産業廃棄物管理</li> <li>適正処理困難物・有害廃棄物管理</li> <li>不法投棄・不適正排出防止</li> </ol>
収集担当		
ごみ収集・ し尿処理 チーム	廃棄物管理班（廃棄物管理課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>ごみ収集運搬の管理</li> <li>し尿収集運搬・処理の管理</li> <li>民間事業者との協力に関する協定</li> </ol>
仮設トイレ チーム	廃棄物管理班（廃棄物管理課） 環境事業班（各環境事業所）	<ol style="list-style-type: none"> <li>仮設トイレの設置・維持管理</li> <li>簡易トイレの運用</li> </ol>
処理担当		
処理施設 チーム	施設班（施設課） 工場班（各工場）	<ol style="list-style-type: none"> <li>備蓄・点検</li> <li>処理施設復旧</li> <li>代替処理施設の確保</li> </ol>

出典：「仙台市震災廃棄物等対策実施要領」（平成25年5月、仙台市環境局）（一部修正）

## 【静岡市の例（駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波）】

部名	本部員	班名	担当課	事務分掌
環境部	環境局長	廃棄物総括班	ごみ減量推進課	<p>部内各班の動員及び連絡調整に関すること。</p> <p>災害廃棄物(がれき・残骸物等)の一時集積場所の確保に関すること。</p> <p>災害廃棄物(がれき・残骸物等)、生活ごみ及びし尿の処理の総合計画の企画立案に関すること。</p> <p>清掃業者等関係団体との連絡調整に関すること。</p>
		廃棄物班	廃棄物対策課	<p>産業廃棄物の適正処理指導に関すること。</p> <p>特別管理産業廃棄物の取扱い施設の情報収集、提供及び指導に関すること。</p> <p>災害廃棄物(がれき・残骸物等)の運搬について産業廃棄物処理業者との調整に関すること。</p> <p>災害廃棄物(がれき・残骸物等)の不法廃棄行為の監視及び不法処理対策に関すること。</p> <p>廃棄物処理業者・し尿処理業者の施設の被害調査に関すること。</p> <p>し尿の運搬について、し尿処理業者との調整に関すること。</p>
		収集業務班	収集業務課	<p>所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>生活ごみ等の収集、運搬及び一時集積所の選定、決定に関すること。</p> <p>所管車両の保全に関すること。</p>
		廃棄物処理班	廃棄物処理課	<p>所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>災害廃棄物(がれき・残骸物等)及び生活ごみ等の処理に関すること。</p> <p>し尿の処理に関すること。</p> <p>最終処分場における災害廃棄物(がれき・残骸物等)の処理に関すること。</p>

出典：「静岡市災害廃棄物処理計画」(平成29年3月、静岡市)

## 【札幌市の例（北海道胆振東部地震の経験を踏まえて設定）】

部名	班名	業務内容
環境部	環境庶務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境部本部の設置・運営に関する事</li> <li>・ 環境部の庶務・経理に関する事</li> <li>・ 災害情報等の収集や広報に関する事・ 環境行政の総合調整等に関する事</li> <li>・ 災害廃棄物処理実行計画の策定に関する事</li> <li>・ 環境部内各班の業務の進行管理に関する事</li> <li>・ その他、環境部内他班の所管に属さない事</li> </ul>
	清掃班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所からのごみ収集、収集可能なごみステーションからの収集に関する事</li> <li>・ 災害廃棄物（片付けごみ）の収集に関する事</li> <li>・ 事業系一般廃棄物収集運搬業者との調整に関する事</li> </ul>
	がれき処理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物（がれき）の仮置場の確保、設置、運営管理に関する事</li> <li>・ 災害廃棄物（がれき）の運搬車両等処理業者の調整に関する事</li> <li>・ 市内外の民間産業廃棄物処理施設の状況把握、搬出調整に関する事</li> <li>・ 仮設焼却炉の設置、運営管理に関する事</li> </ul>
	施設班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理場施設の点検、被害調査、仮設復旧及び本格復旧に関する事</li> <li>・ 工場等施設の点検、被害調査、仮設復旧及び本格復旧に関する事</li> <li>・ 関係機関との連絡調整、被災状況、災害対応活動に係る情報収集と連絡調整、災害復旧計画、他都市等からの支援に関する調整に関する事</li> <li>・ プラント業者等への支援要請に関する事</li> </ul>
	トイレ対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリーンセンターの保全・維持管理・応急復旧に関する事</li> <li>・ 道路状況、下水道施設の被害状況、避難場所等の情報収集、整理及び関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>・ 仮設トイレの手配・設置に関する事</li> <li>・ し尿収集の計画、実施に関する事</li> </ul>

出典：「札幌市災害廃棄物処理計画」（平成31年3月、札幌市）

【福岡県みやこ町・宮崎県椎葉村災害廃棄物処理計画の例】

表1 各担当課分担業務の概要

班	担当名	担当課	分 担 業 務
総務班	総務担当	廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災廃棄物対策の全体進行管理と調整</li> <li>・職員の参集状況確認と人員配置</li> <li>・災害対策本部、県、他市町村及び関係団体等との連絡及び支援要請等</li> <li>・震災廃棄物処理実施計画の策定（総括）</li> <li>・住民への広報</li> <li>・廃棄物の区分及び処理方法の指導</li> </ul>
	ごみ対策担当	廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ発生量の推計</li> <li>・震災廃棄物処理実施計画の策定（ごみ処理担当と共同）</li> </ul>
	し尿対策担当	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿収集必要量の推計</li> <li>・震災廃棄物処理実施計画の策定（し尿処理担当と共同）</li> </ul>
	がれき対策担当	廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれきの発生量の推計</li> <li>・震災廃棄物処理実施計画の策定</li> </ul>
収集班	ごみ収集担当	廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所及びごみ集積所の確認</li> <li>・避難場所及び一般家庭等から排出されるごみの収集運搬</li> <li>・ごみ収集運搬業務管理</li> </ul>
	し尿収集担当	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所トイレ、仮設トイレ及び一般家庭等からのし尿の収集運搬</li> <li>・し尿収集運搬業務管理</li> </ul>
処理班	ごみ処理担当	廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐倉市、酒々井町清掃組合との連絡調整</li> </ul>
	し尿処理担当	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印楡衛生施設管理組合との連絡調整</li> </ul>
	がれき仮置場担当	廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき仮置場の運用計画の策定</li> <li>・がれき仮置場の開設準備及び周辺環境対策</li> </ul>

出典：「みやこ町災害廃棄物処理計画」（平成29年3月、みやこ町）

災害廃棄物対策業務概要

担当	動員課	業務概要
総務担当	総務課 税務住民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物対策の全体の進行管理と調整</li> <li>・職員の参集状況の確認、人員の配置</li> <li>・災害対策本部との連絡・報告</li> <li>・課・局との連絡調整</li> <li>・県、他市町村及び関係団体との連絡調整</li> <li>・情報収集と住民への広報、相談</li> <li>・廃棄物の区分・処理方法について住民への指導・相談</li> <li>・廃棄物処理に係る予算の執行</li> </ul>
がれき等処理担当	税務住民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれきの発生量推計</li> <li>・がれき搬入受付</li> <li>・がれきの再利用・再資源化・中間処理・最終処分</li> <li>・がれきの民間委託業者に対する委託調書</li> <li>・仮置場の開設・運用</li> <li>・仮置場での分別区分の整理・指導</li> </ul>
ごみ処理担当	税務住民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ、生活ごみ発生量推計</li> <li>・避難所及び一般家庭等から排出されるごみの収集</li> <li>・臨時ステーション開設</li> <li>・ごみ収集業務管理</li> <li>・避難所及び一般家庭から排出されるごみの処理</li> </ul>
し尿処理担当	税務住民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画</li> <li>・し尿収集必要量の推計</li> <li>・し尿処理実施計画の策定</li> <li>・仮設トイレや一般家庭から収集されたし尿の処理</li> <li>・し尿収集・運搬、し尿収集業務管理</li> </ul>

※動員課は、税務住民課を主としており、災害時には臨時体制により人員配置を行う。

出典：「椎葉村災害廃棄物処理計画」（平成29年3月、椎葉村）



【岡山県真庭市の例（タイムラインを規定）】

表2-7 タイムライン

凡例： 指揮・調整 情報収集 計画 予算・契約 事業処理 広報

状況	発災後の時系列	～6時間	～24時間	2～3日	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～3ヶ月	～6ヶ月	～1年	～2年	～3年	
大立新瀬・田代峠―布江新瀬の地震	平時	揺れによる倒壊・損壊家屋の発生 倒壊家屋が一部道路を閉塞 避難所の開設	仮設トイレの不足	仮設トイレの不足 余震による倒壊家屋の増加 道路閉塞除去物の発生 道路上にごみが多量に出される 生活ごみの収集開始 全津波を逃れた家屋からの片付け開始 事務委託の検討開始	仮設トイレの不足 ガリン・燃料の不足 道路上にごみが多量に出される 道路上・一次仮置場の臭気・害虫の発生 ボランティアによるごみ出し支援	仮置場の不足 仮置場での臭気・害虫発生 ボランティアによるごみ出し支援	仮置場での火災発生リスク 仮置場からの払い出し ボランティアによるごみ出し支援	建物解体に伴う廃棄物の増加	生活圏近傍の廃棄物を仮置場へ移動完了 仮設住宅への入居開始・避難所の閉鎖 公費解体のピーク 二次仮置場での本格処理	本格処理 全ての廃棄物を仮置場へ移動完了	本格処理	処理の収束・完了	
真庭市 (環境・廃棄物担当 部局)	機関	担当者	業務概要	職員の参集 災害廃棄物処理体制の構築	県への事務委託の検討開始 仮置場の人員配置	体制の見直し(土木職の確保)	処理方針・目標の設定	体制の強化・応援人員の要請 公費解体に関する方針の検討・決定					
		総務	体制・方針決定	連絡体制の整備									
		協力・支援調整	人材育成訓練		周辺自治体・県へ災害廃棄物収集業務要請	業者等へ二次仮置場運用・管理業務の協力要請	災害ボランティアセンターへの安全・分別・運搬先等の説明・調整						
	情報・計画	情報収集	一層処理施設被害状況等の把握	県と連絡・他市町村の被害状況の把握	県へ災害廃棄物発生状況(推計量等)連絡 腐敗性・危険・有害廃棄物の状況把握・県へ連絡	仮設トイレ設置・し尿収集・ごみ収集に係る民間関係団体との契約	一次仮置場運用・管理業務委託の見直し	臭気・害虫対策委託	二次仮置場設計・積算 二次仮置場業務委託の公募	国庫補助関係報告書作成 家電リサイクル業務委託 家電等のフロン回収業務委託			
		計画・発生量推計	災害廃棄物処理計画策定	実行計画策定(処理方針)の検討開始	発生量の推計 仮置場必要面積の推計			処理フローの作成	実行計画の策定・公表		災害査定(12月締め)	災害査定(12月締め)	災害査定
		広報	相談窓口の設置		マスコミ対応								
	事業処理	災害廃棄物の収集運搬	協定の拡充・具体化		災害廃棄物収集の収集業者・支援者と収集箇所・ルート等の打合せ								
		一次仮置場	候補地選定 人員・資機材の準備	調整済み的一次仮置場の開設 に向けた準備(分別配置マップ等)	一次仮置場の運用開始(分別徹底・生活環境保全・安全確保) 不足分の仮置場の選定	仮置場搬入車両洗淨への対応	一次仮置場不足の場合に設置	柱身材・金具くず、コンクリートからの搬出・再資源化	解体廃棄物の搬入増加・搬出促進 一次仮置場の順次閉鎖・返還	解体廃棄物の搬入増加・搬出促進 一次仮置場の閉鎖・返還			
		二次仮置場(事務委託)	仕様書・設計書ひな型作成		二次仮置場の検討開始	産業廃棄物協会と処理方法・施設・設備・資材業者の活用について打合せ		二次仮置場必要面積・場所の決定	二次仮置場の設置・運営業務の委託選考				二次仮置場の閉鎖・返還
		中間処理	協定の拡充・具体化	産業廃棄物協会への協力要請	処理困難物の処理ルート確保	処理先(産業処理業者)の検討・確保 最終処分必要量の検討・処分場の確保			権限的に処理する廃棄物の広域処理の実施				災害廃棄物処理の完了
最終処分		処分場の確保	処分場被害状況の確認・補修・報告	周辺自治体・民間業者施設への受入れ要請	腐敗性・危険・有害廃棄物の情報収集	専門業者との打合せ・優先的な回収	専門業者との打合せ・引き渡し						
環境保全		必要な資機材の準備			臭気・害虫発生調査・対策	収集運搬車両や一次仮置場での廃棄物の飛散・流出の確認 仮置場可燃物の温度・CO濃度の管理			二次仮置場の環境モニタリングの開始				
一般廃棄物焼却施設		施設の防災対策 BCP等策定	被害状況の確認・補修・報告	周辺自治体施設への受入れ要請	生活ごみの受入れ	仮設焼却炉の設置及び休止中の既存焼却施設の再稼働を検討							
し尿処理施設		し尿処理施設被害状況の確認・補修・報告	周辺自治体施設への受入れ要請 下水道への受入れ要請	し尿の受入れ									
損壊家屋の解体撤去				緊急解体家屋からのし尿・浄化槽汚泥の収集要望集約	緊急解体家屋等の撤去		解体業者との打合せ 建築物石綿含有建材調査者講習の受講促進	損壊家屋解体申請の受付	損壊家屋等の本格的な運搬				
生活ごみ・避難所ごみ	災害時の分別方法	生活ごみの分別・置き場・収集日等の変更内容の市民への広報 避難所ごみ置き場の設置・避難所への分別の広報	避難所設置状況の把握	避難所ごみの収集開始	被害状況に応じて生活ごみの収集開始 仮設トイレのし尿の収集開始 収集支援自治体との打合せ			通常のごみ収集体制回復					
し尿	仮設トイレ必要数の把握 協定等の締結	仮設トイレの調達・設置 し尿収集業者へ協力要請	ごみ収集業者・支援者と収集箇所・ルート等の打合せ し尿収集業者・支援者と収集箇所・ルート等の打合せ	被害状況に応じて生活ごみの収集開始 仮設トイレのし尿の収集開始 収集支援自治体との打合せ	仮設トイレの追加調達・設置		仮設トイレの通知・廃棄		仮設住宅のごみ収集・処理開始 仮設住宅の浄化槽汚泥収集・処理開始				
広報	住民への広報	広報案と広報手段準備 ボランティアへの周知方法	問合せ窓口の設置 災害廃棄物の分別・収集方法・仮置場設置・搬入に関する広報の準備	分別・収集の広報 仮置場設置・搬入の広報	仮設トイレの衛生・適正使用の広報		問合せ内容等を集約し市内で共有・対応の改善 追加する仮置場周辺住民へ説明		損壊家屋解体の受付コールセンターの設置				
(他部局)	防災部局		情報収集・建物被害状況の把握・避難所・避難者数の把握・停電・断水・下水道等のライフラインの被害状況等の把握・道路・橋梁の被害状況等の把握										
	建設部局		情報収集・道路・橋梁・下水道・建物等の被害状況等の把握	土木・建築等の知識を有する職員 の要請(仮置場の設置・運用に係る積算)		り災証明交付手続き・解体手続きの確認	土木・建築等の知識を有する職員の要請(公費解体手続き)						

出典：「真庭市災害廃棄物処理計画」(平成31年3月、真庭市)



【愛媛県宇和島市の例（タイムラインを規定）】

表 2-30 タイムライン

凡例: 指揮・調整 情報収集 計画 予算・契約 事業処理 広報

発災後の時系列	～6時間	～24時間	2～3日	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～3ヶ月	～6ヶ月	～1年	～2年	～3年
状況	南海トラフ地震(陸側ケース) 最大震度7、全壊建物2,035棟、半壊建物10,242棟、建物火災死者数8,438棟、避難所避難者数34,113人、災害廃棄物367,217トン	揺れや津波による倒壊・損壊家屋の発生 津波堆積物の発生 倒壊家屋や津波堆積物が一部道路を閉塞 避難所の開設	仮設トイレの不足	仮設トイレの不足 余震による倒壊家屋の増加 道路閉塞除去物の発生 道路上にごみが多量に出される 生活ごみの収集開始 全半壊を逃れた家屋からの片付け開始 事務委託の検討開始	仮設トイレの不足 ガソリン・燃料の不足 道路上にごみが多量に出される 道路上の臭気・害虫発生 ボランティアによるごみ出し支援	仮設トイレの不足 ガソリン・燃料の不足 道路上にごみが多量に出される 道路上の臭気・害虫発生 ボランティアによるごみ出し支援	仮設トイレの不足 ガソリン・燃料の不足 道路上にごみが多量に出される 道路上の臭気・害虫発生 ボランティアによるごみ出し支援	仮設トイレの不足 ガソリン・燃料の不足 道路上にごみが多量に出される 道路上の臭気・害虫発生 ボランティアによるごみ出し支援	仮設トイレの不足 ガソリン・燃料の不足 道路上にごみが多量に出される 道路上の臭気・害虫発生 ボランティアによるごみ出し支援	仮設トイレの不足 ガソリン・燃料の不足 道路上にごみが多量に出される 道路上の臭気・害虫発生 ボランティアによるごみ出し支援	仮設トイレの不足 ガソリン・燃料の不足 道路上にごみが多量に出される 道路上の臭気・害虫発生 ボランティアによるごみ出し支援
機関	担当名 業務概要	職員等の参加 災害廃棄物処理体制の構築	職員等の参加 災害廃棄物処理体制の構築	職員等の参加 災害廃棄物処理体制の構築	職員等の参加 災害廃棄物処理体制の構築	職員等の参加 災害廃棄物処理体制の構築	職員等の参加 災害廃棄物処理体制の構築	職員等の参加 災害廃棄物処理体制の構築	職員等の参加 災害廃棄物処理体制の構築	職員等の参加 災害廃棄物処理体制の構築	職員等の参加 災害廃棄物処理体制の構築
宇和島市 (環境部局)	総務 体制・方針策定 協力・支援調整 予算・契約 情報・計画 計画・発生量推計 広報	連絡体制の整備 人材育成訓練 災害廃棄物処理計画策定 相談窓口の設置	職員の参加 災害廃棄物処理体制の構築	県への事務委託の検討開始 仮設現場の人員配置	体制の見直し(土木職の確保) 処理方針・目標の設定	体制の強化・応援人員の募集 公費解体に関する方針の検討・決定	建物解体に伴う廃棄物の増加	生活圏近郊の廃棄物を仮設現場へ移動完了 仮設住宅への入居開始・避難所の閉鎖 公費解体のピーク 二次仮設現場での本格処理	本格処理 全ての廃棄物を仮設現場へ移動完了	本格処理	処理の収束・完了
事業処理	災害廃棄物の収集運搬 一次仮置場 二次仮置場(事務委託) 中間処理 最終処分 処理困難な廃棄物 環境保全 一般廃棄物焼却施設 し尿処理施設 損壊家屋の解体撤去 生活ごみ・避難所ごみ し尿 広報	協定の拡充・具体化 候補地選定 人員、資機材の準備 仕様書、設計書など型作成 協定の拡充・具体化 処分場被害状況の確認・補修・報告 処理先の確保 必要な資機材の準備 被害状況の確認・補修・報告 周辺自治体施設への受け入れ要請 周辺自治体施設への受け入れ要請 下水道への受け入れ要請 生活ごみの分別、置き場、収集日等の変更内容の市民への広報 避難所ごみ置き場の設置・避難者への分別の広報 仮設トイレの調達・設置 し尿収集業者へ協力要請 広報案と広報手段準備 ボランティアへの周知方法	災害廃棄物収集の直営部隊、収集業者、支援者と収集箇所・ルート等の打合せ 一次仮置場の運用開始(分別徹底・生活環境保全・安全確保)不足分の仮置場の選定 二次仮置場の検討開始 愛媛県産業廃棄物協会への協力要請 処分場残容量の確認 腐敗性・危険・有害廃棄物の情報収集 緊急解体家屋からのし尿・浄化槽汚泥の収集要請 生活ごみの分別、置き場、収集日等の変更内容の市民への広報 避難所ごみ置き場の設置・避難者への分別の広報 仮設トイレの調達・設置 し尿収集業者へ協力要請 広報案と広報手段準備 ボランティアへの周知方法	県への事務委託の検討開始 仮設現場の人員配置 災害ボランティヤセンターへの安全・分別・運搬光等の説明・調査 一次仮置場運用・管理業務委託の見直し 臭気・害虫対策委託 二次仮置場設計・構築 二次仮置場業務委託の公募 国庫補助関係情報収集 損壊家屋公費解体の情報収集 処理フローの作成 実行計画の策定・公表 環境モニタリング結果の公表 処理進捗状況の公表 視察受入 二次仮置場への選搬 解体廃棄物の搬入増加・搬出促進 一次仮置場の順次閉鎖・返還 二次仮置場の設置・運営業務の委託選考 二次仮置場の施工開始 優先的に処理する廃棄物の広域処理の実施 解体業者との打合せ・引き渡し 収集運搬車両や一次仮置場での廃棄物の飛散・流出の確認 仮設焼却炉の設置及び休止中の既存焼却施設の再稼働を検討 緊急解体家屋からのし尿・浄化槽汚泥の収集要請 緊急解体家屋等の撤去 解体業者との打合せ 建築石積含有建材調査者講習の受講促進 損壊家屋解体申請の受付 損壊家屋等の本格的な運搬 通常のごみ収集体制復旧 仮設住宅のごみ収集・処理開始 仮設住宅の浄化槽汚泥収集・処理開始 仮設住宅の衛生管理、備品の管理、適正使用の指導 問合せ内容等を集約し庁内で共有・対応の改善 通知する仮置場周辺住民へ説明 新たに設置した仮置場に関する広報 損壊家屋解体の受付コールセンターの設置	国庫補助関係情報収集 損壊家屋公費解体の情報収集	二次仮置場設計・構築 二次仮置場業務委託の公募	国庫補助関係報告書作成 家電リサイクル業務委託 家電等のフロン回収業務委託	災害査定(12月締め) 災害査定(12月締め)	災害査定(12月締め) 災害査定(12月締め)	災害査定	記録整理
防災部局		情報収集: 建物被害状況の把握、避難所・避難者等の把握、停電・断水・下水道等のライフラインの被害状況等の把握、道路・橋梁の被害状況等の把握 危険物等の緊急措置等の命令・要請									
建設部局		情報収集: 道路・橋梁、下水道、建物等の被害状況等の把握 土木・建築等の知識を有する職員(仮置場の設置・運用に係る構築)									

出典: 「真庭市災害廃棄物処理計画」(平成31年3月、真庭市)

